

奈良県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、椎木  
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ  
た。

平成二十六年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 米田文美

大和郡山市椎木町五六

理事 大橋正昭

四三五

監事 吉川康博

四五八

稻田義久

二五六一三

稻田至宏

四三〇

奥田至宏

七二

山本雅一

五四

吉村知

七〇

監事 杉阪武憲

五三七一三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 大橋正昭

大和郡山市椎木町四三五

理事 奥田至宏

五六

理事 阪本吉清

四三〇

理事 奥田文美

大和郡山市椎木町四六六

監事 西川逸人

天理市庵治町七〇五一二五

監事 山本雅一

大和郡山市椎木町四六六

監事 吉村知

七二

監事 武憲叔宏

五四

七〇

五三七一三